

ナイカルバジン(NICARBAZIN)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓											なます												
豚の腎臓											上記以外の淡水魚												
羊の腎臓											サケ												
馬の腎臓											マス												
鹿の腎臓											上記以外の鮭類												
山羊の腎臓											上記以外の淡水海水回遊魚												
兎の腎臓																							
トナカイの腎臓																							
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓											海水魚												
牛のその他の内臓等											蝦類												
豚のその他の内臓等											ロブスター												
羊のその他の内臓等											ザリガニ												
馬のその他の内臓等											上記以外の甲殻類												
鹿のその他の内臓等																							
山羊のその他の内臓等											牡蠣												
兎のその他の内臓等											アワビ												
トナカイのその他の内臓等											上記以外の魚介類												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																							
牛の乳											上記以外の動物												
羊の乳											蜂蜜												
山羊の乳																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳																							
牛の乳(脂肪)																							
羊の乳(脂肪)																							
山羊の乳(脂肪)																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																							
鶏の肉(筋肉)	0.2	現行	0.2																				
あひるの肉(筋肉)	0.5	海外					5				0.5	5-2.6											
七面鳥の肉(筋肉)	0.5	海外					5				0.5	5-2.6											
うすらの肉(筋肉)	0.5	海外					5				0.5	5-2.6											
がちょうの肉(筋肉)	0.5	海外					5				0.5	5-2.6											
雉の肉(筋肉)	0.5	海外					5				0.5	5-2.6											
いわしやこの肉(筋肉)	0.5	海外					5				0.5	5-2.6											
上記以外の家禽の肉(筋肉)	0.5	海外					5				0.5	5-2.6											
鶏の肉(脂肪)	0.2	現行	0.2																				
あひるの肉(脂肪)	0.5	海外									0.5	5-1											
七面鳥の肉(脂肪)	0.5	海外									0.5	5-1											
うすらの肉(脂肪)	0.5	海外									0.5	5-1											
がちょうの肉(脂肪)	0.5	海外									0.5	5-1											
雉の肉(脂肪)	0.5	海外									0.5	5-1											
いわしやこの肉(脂肪)	0.5	海外									0.5	5-1											
上記以外の家禽の肉(脂肪)	0.5	海外									0.5	5-1											
鶏の肝臓	0.2	現行	0.2																				
あひるの肝臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
七面鳥の肝臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
うすらの肝臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
がちょうの肝臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
雉の肝臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
いわしやこの肝臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
上記以外の家禽の肝臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
鶏の腎臓	0.2	現行	0.2																				
あひるの腎臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
七面鳥の腎臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
うすらの腎臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
がちょうの腎臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
雉の腎臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
いわしやこの腎臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
上記以外の家禽の腎臓	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
鶏のその他の内臓等	0.01	薬事	0.01				20	4			0.5	3-1											
あひるのその他の内臓等	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
七面鳥のその他の内臓等	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
うすらのその他の内臓等	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
がちょうのその他の内臓等	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
雉のその他の内臓等	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
いわしやこのその他の内臓等	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
上記以外の家禽のその他の内臓等	0.5	海外					20				0.5	5-2.6											
鶏の卵																							
七面鳥の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵(卵黄)																							
七面鳥の卵(卵黄)																							
上記以外の家禽の卵(卵黄)																							

注) 類型6: 各国の基準値に大きな違いがあることから、現行基準との整合性等を踏まえ調整した。

